

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更の認可(一般番号ポータビ  
リティ申込受付システムにおける機能の追加)につ  
いて

( 諮問第 1 2 0 1 号 )

< 目 次 >

1	報告書 .....	1
2	申請概要 .....	3
3	審査結果 .....	1 1
4	答申書(案) .....	1 3

別添

接続約款変更認可申請書(東日本) (写)

平成20年2月28日

情報通信審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

## 報 告 書

平成20年1月15日付け諮問第1201号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案への意見及びそれに対する考え方  
 (一般番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加)

意見	考え方
意見1 今回の機能追加は申込受付の選択肢が増えることから望ましい。	考え方1
<p>本件は、一般番号ポータビリティに係る各申込受付について、現行のFAX運用を残しつつ、システム運用を可能とするための工事費及び手続費を設定するものであり、事業者の選択肢が増えることとなるため、望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	-
意見2 現行の「ルーティング番号登録工事等受付手続費」等を1件ごとの手続費に変更することは、負担額の予見性確保等の観点から望ましい。	考え方2
<p>現行の「ルーティング番号登録工事等受付手続費」「同一番号移転可否情報調査費(情報提供システムに係るもの)」が、1件ごとの手続費に変更されることは、負担額の予見性確保等の観点から、望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	-
意見3 工事費・手続費を算定する際の「作業時間」は、できる限り透明性のある方法により計測すべき。	考え方3
<p>NTT東・西殿が工事費・手続費を算定する際の「作業時間」については、できる限り透明性のある方法により計測されるべきです。具体的には、接続事業者にてその妥当性を判断する材料として、計測対象の作業者の習熟度、サンプル数等が開示されるべきであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>今回の工事費及び手続費の算定については、平成18年2月28日付け情報通信審議会答申(情審通第19号)における要望事項を踏まえ、平成18年7月に全支店調査により再計測されたルーティング番号登録工事費等の作業時間を用いて算定されたものであり、適当なものと認められる。</p> <p>また、当該作業時間については、既に平成18年度の本システムの工事費及び手続費から適用され、また、その他費用の算定根拠において作業時間を明らかにするとともに、NTT東日本開催の事業者説明会を実施する等、透明性の確保に努めている。</p> <p>なお、今後も同答申を踏まえ、作業時間等の見直しを実施する場合には、できる限り透明性に配慮しつつ、手続費等を見直すことが適当である。</p>

# 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 高部 豊彦  
(以下「NTT東日本」という。)

## 2. 申請年月日

平成20年1月9日(水)

## 3. 実施予定日

平成20年3月1日から実施。

## 4. 概要

現在、FAXにより行われている一般番号ポータビリティに係るルーティング番号のみの削除、事業者間移転、ルーティング番号変更及び同一番号移転可否情報調査の各申込受付について、新たに番号ポータビリティ申込受付システム(以下「受付システム」という。)によるオンラインでの申込みを可能とすることに伴い、一般番号ポータビリティに係る新たな工事費及び手続費を設定するため、電気通信事業法第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更を行う。

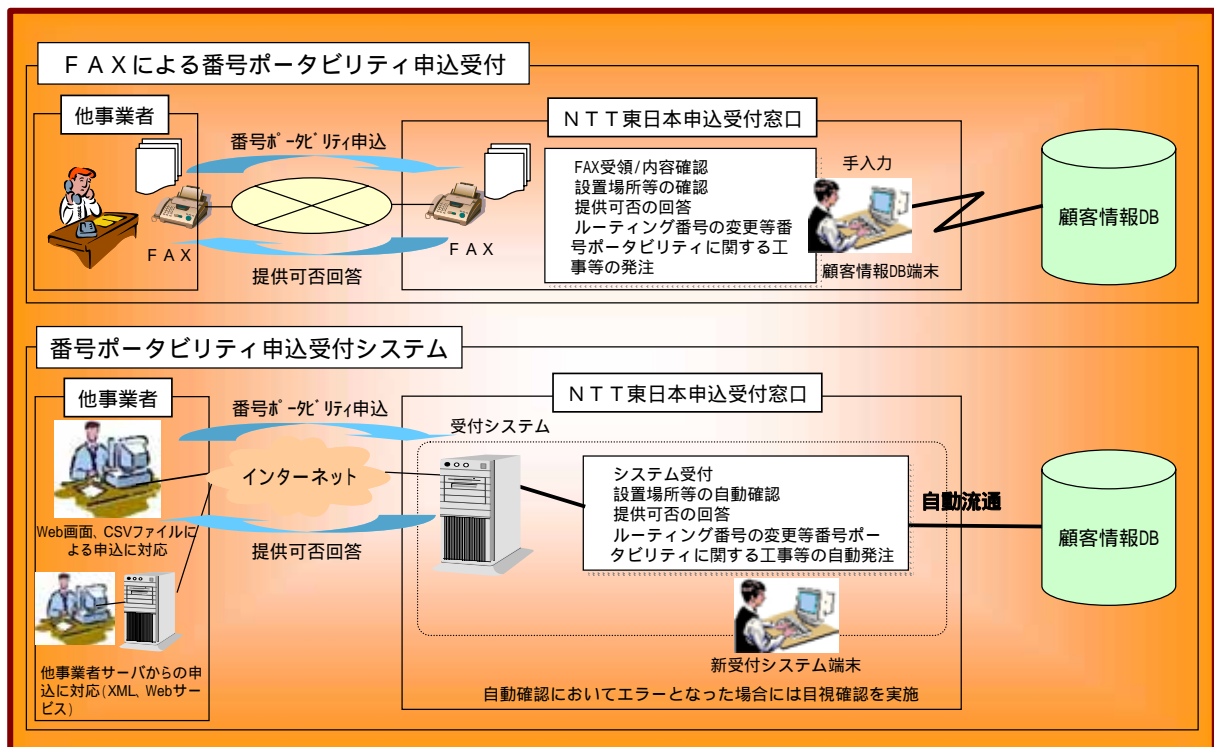
# 主な変更内容

現在、NTT東日本は一般番号ポータビリティの申込受付を受付システム 又は F A Xにより提供しているところである。

今回、受付システムを改修し、F A Xのみで申込受付しているルーティング番号のみの削除、事業者間移転、ルーティング番号変更及び同一番号移転可否情報調査についても、新たにオンラインでの申込受付を可能とするため、一般番号ポータビリティに係る新たな工事費及び手続き費を設定する旨の接続約款の変更を行うものである。

現在、一般番号ポータビリティに係る移転、廃止、記載内容変更、オーダキャンセルに係る申込が受付システム経由で可能。また、当該システムを利用する事業者は、申込受付状況、工事実施状況について受付システムで確認が可能。

なお、従来どおりF A Xによる申込みも可能。



## (1) 工事費の設定

### ルーティング番号等削除工事費

他事業者のルーティング番号のみの削除について、受付システム経由での申込受付を開始するため、受付システム経由での申込に係る工事費を設定。

区 分			単位	工事費の額
ルーティング番号等削除工事費	ルーティング番号のみを削除する場合	受付システム経由	1ルーティング番号ごとに	654円

(注) 工事費の額は、平日昼間に行う場合

### ルーティング番号変更工事費

現在、事業者間移転及びルーティング番号変更に係る工事費については、「ルーティング番号登録工事費」及び「ルーティング番号等削除工事費」を組み合わせ適用。

今回、受付システム経由での申込受付を開始するに当たり、「ルーティング番号変更工事費」として新たな工事費を設定。

区 分			単位	工事費の額
ルーティング番号変更工事費	ア 基本額	FAX経由	1ルーティング番号ごとに	2,394円
		受付システム経由		1,400円
	イ 加算額 (ISDN回線の場合)	1,000円		

(注) 工事費の額は、平日昼間に行う場合

## (2) 手続費の設定

受付システム経由でのルーティング番号のみの削除、事業者間移転、ルーティング番号変更及び同一番号移転可否情報調査に係る1件ごとの手続費を設定。

また、現行の「ルーティング番号登録工事等受付手続費」「同一番号移転可否情報調査費(情報提供システムに係るもの)」については、月額の手続費を暦月ごとの申込承諾件数の合計で除した額を各事業者に適用しているが、負担額の予見性確保等の観点から、あらかじめ申込承諾件数の利用見込件数で除すことで算定した1件ごとの手続費に変更(年度終了後の実績により精算)。

区 分		単 位	工事費の額
ルーティング番号 登録工事等受付手 続費	ア イ以外の場合	1 件（申込承 諾件数）ごと に	72円
	イ ルーティング番号等削除工事 （ルーティング番号のみ削除する 場合に限る。）又はルーティング 番号変更工事を行う場合		400円

区 分		単 位	工事費の額
同一番号移転可否情報調査費	F A X 経 由	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	695円
	受付システム経由		500円

## 接続料算定の概要

### 工事費

#### 1. ルーティング番号等削除工事費【受付システム経由】

(平日昼間に行う場合)

区 分	金額(円)	備考
作業単金(1時間当たり)	6,540	
1の工事に要する作業時間	0.1	
当該作業に係る工事費	654	x

#### 2. ルーティング番号変更工事費

(1) FAX経由

(平日昼間に行う場合)

区 分	金額(円)	備考
作業単金(1時間当たり)	6,540	
1の工事に要する作業時間	0.366	
当該作業に係る工事費	2,394	x

(2) 受付システム経由

(平日昼間に行う場合)

区 分	金額(円)	備考
作業単金(1時間当たり)	6,540	
1の工事に要する作業時間	0.214	
当該作業に係る工事費	1,400	x



## 手続費

### 3. ルーティング番号登録工事等受付手続費

#### (1)(2)以外の場合

##### (ア) 原価の算定

区 分	金額(千円)	備考
設備管理運営費	192,012	
他人資本費用	833	
自己資本費用	1,038	
利益対応税	792	
合計	194,675	+ + +

##### (イ) 料金の設定

区 分	金額等	備考
原価(千円)	194,675	
当該手続の利用見込件数(千件)	2,713	
1件当たりの手続費(円)	72	/

#### (2) ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみ削除する場合に限る。)又はルーティング番号変更工事を行う場合

##### (ア) 原価の算定

区 分	金額(千円)	備考
設備管理運営費	73,984	
他人資本費用	352	
自己資本費用	439	
利益対応税	334	
合計	75,109	+ + +

##### (イ) 料金の設定

区 分	金額等	備考
原価(千円)	75,109	
当該手続の利用見込件数(千件)	229	
1件当たりの手続費(円)	400	/ + (1)(1)

#### 4 . 同一番号移転可否情報調査費

##### ( 1 ) F A X 経由

##### (ア) 原価の算定

区 分	金額(円)	備考
設備管理運営費	126,536	
他人資本費用	101	
自己資本費用	126	
利益対応税	96	
合計	126,859	+ + +
情報提供システムの利用見込件数	69,752	
情報提供システムに係る 1 件当たりの料金	2	/

##### (イ) 情報提供作業に係る費用 ( F A X 経由 )

区 分	金額等	備考
作業単金 ( 1 時間あたり ) ( 円 )	6,540	
1 の手続に要する作業時間 ( 時間 )	0.106	
1 件当たりの手続費 ( 円 )	693	×

##### (ウ) 料金の設定

区 分	金額 ( 円 )	備考
情報提供システムに係る料金	2	
情報提供作業に係る料金	693	
1 件当たりの料金	695	+

( 2 ) 受付システム経由

(ア) 原価の算定

区 分	金額(円)	備考
設備管理運営費	126,536	
他人資本費用	101	
自己資本費用	126	
利益対応税	96	
合計	126,859	+ + +
情報提供システムの利用見込件数	69,752	
情報提供システムに係る 1 件当たりの料金	2	/

(イ) 情報提供作業に係る費用 ( 受付システム経由 )

区 分	金額等	備考
作業単金 ( 1 時間当たり ) ( 円 )	6,540	
1 の手続に要する作業時間 ( 時間 )	0.015	
1 件当たりの手続費 ( 円 )	98	×

(ウ) 料金の設定

区 分	金額 ( 円 )	備考
情報提供システムに係る料金	2	
情報提供作業に係る料金	98	
受付システムに係る料金	400	ルーティング番号登録工事等受付 手続費 (ルーティング番号等削除工事 (ルーティング番号のみ削除する 場合に限る。)又はルーティング 番号変更工事を行う場合の料金)
1 件当たりの料金	500	+ +

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	-	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	-	該当事項なし。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	適	本手続の支払義務については、接続約款第 68 条に規定を追加することとしており、適正かつ明確に定められていると認められる。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	-	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、必要な情報の開示を受ける手続、接続の請求への回答を受ける手続、協定の締結及び解除の手続、情報開示に係る標準的期間、接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	-	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、情報の開示を受ける手続、設置等の可否について回答を受ける手続、他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、工事に係る標準的期間、場所等に関して他事業者が負担すべき金額、工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	-	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、工事を行う手続、負担すべき金額、利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	-	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	適	本件申請に係る手続費及び工事費は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適	-	該当事項なし。

正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)		
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	-	該当事項なし。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	-	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	<b>適</b>	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

情 審 通 第 号  
平成 2 0 年 2 月 2 8 日

総 務 大 臣  
増 田 寛 也 殿

情 報 通 信 審 議 会  
会 長 庄 山 悦 彦

答 申 書 ( 案 )

平成 2 0 年 1 月 1 5 日 付 け 諮 問 第 1 2 0 1 号 を も っ て 諮 問 さ れ た 事 案 に つ い て 、 調 査 の 結 果 、  
下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。



接続約款変更認可申請書

東相制第 07-131 号  
平成 20 年 / 月 9 日

総務大臣  
増田 寛也 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

たかべ とよひこ

代表取締役社長 高部 豊彦

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成20年3月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																				
<p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務</p> <p>(手続費の支払義務)</p> <p>第68条 (略)</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事又はルーティング番号等削除工事(以下、それら工事を「ルーティング番号登録工事等」といいます。)の申込みを承諾したとき。</p> <p>(23)～(27) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>料金表</p> <p>第2表 工事費及び手続費</p> <p>第1 工事費</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(5) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) ルーティング番号登録工事費の適用</td> <td>ルーティング番号(一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。以下、この欄及び次欄並びに2(工事費の額)2-1第25欄及び第26欄において同じとします。)に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に收容されている場合及び当初は現用のISM交換機に收容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(7) ルーティング番号等削除工事費の適用</td> <td>ルーティング番号等削除工事費ア欄は、ルーティング番号の削除に係る工事と併せて他のルーティング番号の登録工事を行った場合の当該他のルーティング番号を指定した移転先業者に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(8)～(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用	(1)～(5) (略)	(略)	(6) ルーティング番号登録工事費の適用	ルーティング番号(一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。以下、この欄及び次欄並びに2(工事費の額)2-1第25欄及び第26欄において同じとします。)に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に收容されている場合及び当初は現用のISM交換機に收容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。	(7) ルーティング番号等削除工事費の適用	ルーティング番号等削除工事費ア欄は、ルーティング番号の削除に係る工事と併せて他のルーティング番号の登録工事を行った場合の当該他のルーティング番号を指定した移転先業者に適用します。	(8)～(10) (略)	(略)	<p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務</p> <p>(手続費の支払義務)</p> <p>第68条 (略)</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事、ルーティング番号等削除工事又はルーティング番号変更工事(以下、それら工事を「ルーティング番号登録工事等」といいます。)の申込みを承諾したとき。</p> <p>(23)～(27) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>料金表</p> <p>第2表 工事費及び手続費</p> <p>第1 工事費</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(5) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) ルーティング番号登録工事費及びルーティング番号変更工事費の適用</td> <td>ルーティング番号(一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。以下、この欄並びに2(工事費の額)2-1第25欄、第26欄及び第26-2欄において同じとします。)に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に收容されている場合及び当初は現用のISM交換機に收容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(7) 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8)～(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用	(1)～(5) (略)	(略)	(6) ルーティング番号登録工事費及びルーティング番号変更工事費の適用	ルーティング番号(一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。以下、この欄並びに2(工事費の額)2-1第25欄、第26欄及び第26-2欄において同じとします。)に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に收容されている場合及び当初は現用のISM交換機に收容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。	(7) 削除		(8)～(10) (略)	(略)
区分	適用																				
(1)～(5) (略)	(略)																				
(6) ルーティング番号登録工事費の適用	ルーティング番号(一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。以下、この欄及び次欄並びに2(工事費の額)2-1第25欄及び第26欄において同じとします。)に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に收容されている場合及び当初は現用のISM交換機に收容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。																				
(7) ルーティング番号等削除工事費の適用	ルーティング番号等削除工事費ア欄は、ルーティング番号の削除に係る工事と併せて他のルーティング番号の登録工事を行った場合の当該他のルーティング番号を指定した移転先業者に適用します。																				
(8)～(10) (略)	(略)																				
区分	適用																				
(1)～(5) (略)	(略)																				
(6) ルーティング番号登録工事費及びルーティング番号変更工事費の適用	ルーティング番号(一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。以下、この欄並びに2(工事費の額)2-1第25欄、第26欄及び第26-2欄において同じとします。)に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に收容されている場合及び当初は現用のISM交換機に收容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。																				
(7) 削除																					
(8)～(10) (略)	(略)																				



2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分		単 位		工事費の額	備 考	
(1)～(25)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,197 円	_____
			平日夜間	1,391 円		
			平日深夜	1,613 円		
			土日祝日 昼夜間	1,446 円		
			土日祝日 深夜	1,669 円		
			イ (略)	(略)	(略)	
(27)～(36) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分		単 位		工事費の額	備 考		
(1)～(25)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,197 円	_____
				平日夜間	1,391 円		
				平日深夜	1,613 円		
				土日祝日 昼夜間	1,446 円		
				土日祝日 深夜	1,669 円		
				(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	
			平日夜間	760 円			
			平日深夜	882 円			
			土日祝日 昼夜間	790 円			
			土日祝日 深夜	912 円			
			イ (略)	(略)	(略)	(略)	
			(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外	
平日夜間	2,782 円						
平日深夜	3,227 円						
土日祝日 昼夜間	2,893 円						
土日祝日 深夜	3,338 円						
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間					1,400 円
平日夜間	1,627 円						
平日深夜	1,887 円						
土日祝日 昼夜間	1,691 円						
土日祝日 深夜	1,951 円						

--	--	--	--	--

2-2~2-4 (略)

第2 手続費  
1 適用

区分	適用
(1)~(11) (略)	(略)
(12) ルーティング番号登録工事等受付手続費の適用	ルーティング番号登録工事等受付手続費については、2 (手続費の額) 2-1 (手続費) 第26 欄 (ルーティング番号登録工事等受付手続費) に掲げる手続費の額に、各々の協定事業者のルーティング番号登録工事等に係る暦月ごとの申込承諾件数 (電気通信回線設備を通じた申込みの承諾を受けた数をいいます。以下この欄において同じとします。) を当社及び協定事業者のルーティング番号登録工事等に係る暦月ごとの申込承諾件数の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。
(13) 同一番号移転可否情報調査費の適用	ア 同一番号移転可否情報調査費については、2 (手続費の額) 2-1 (手続費) 第27 欄ア欄及びイ欄を組み合わせ適用します。 イ 2-1 (手続費) 第27 欄ア欄については、ア欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者への暦月ごとの情報提供数を協定事業者への暦月ごとの情報提供数の合計 (一般番号ポータビリティの仕組みを利用する当社の音声利用IP通信網サービスに係る情報提供数を含みます。) で除して算定した比率を乗じて得た額を、各協定事業者に請求します。

		イ 加算額	1 ルーティング番号ごとに	電話サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービスに係る契約者回線番号等同一の電話番号等となる場合の交換機等工事費の額(加算する額に限りません。)に相当する額	
(27)~(36) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)

2-2~2-4 (略)

第2 手続費  
1 適用

区分	適用
(1)~(11) (略)	(略)
(12) 削除	
(13) 削除	

2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1) ~ (25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) ルーティン グ番号登録工 事等受付手続 費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	月額	16,205,000円	
(27) 同一番号移 転可否情報調 査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア 情報提供システムに係るもの	月額	10,620円
		イ 情報提供作業に係るもの	1電気通信番号ごとの1件ごとに	693円
(28) ~ (30) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2~2-3 (略)

2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1) ~ (25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) ルーティン グ番号登録工 事等受付手続 費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	72円
		イ ルーティン グ番号等削除 工事(ルーティ ング番号のみ を削除する場 合に限ります。 )又はルーティ ング番号変更 工事を行う場 合	1件ごと に	400円
(27) 同一番号移 転可否情報調 査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場 合	1電気通 信番号ご との1件 ごとに	695円
		イ 当社が指定 した電気通信 回線設備を通 じて調査を行 う場合	1電気通 信番号ご との1件 ごとに	500円
(28) ~ (30) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2~2-3 (略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成20年3月1日から実施します。

その他費用の算定根拠  
(NTT東日本)

## 目 次

工事費	2
手続費	4
ルーティング番号登録工事等手続費及び同一番号移転可否情報調査費の 算定において用いた一般管理費比率	6
(参考)	
設備区分別の費用明細表	7

工事費

(1)ルーティング番号等削除工事費

ア.ルーティング番号のみを削除する場合(1ルーティング番号ごとに)

(ア)(イ)以外の場合

(平日昼間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	6,540(単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.183(単位:時間)	
当該作業に係る工事費	1,197(単位:円)	x

(平日夜間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	7,602(単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.183(単位:時間)	
当該作業に係る工事費	1,391(単位:円)	x

(平日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	8,816(単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.183(単位:時間)	
当該作業に係る工事費	1,613(単位:円)	x

(土祝日昼夜間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	7,904(単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.183(単位:時間)	
当該作業に係る工事費	1,446(単位:円)	x

(土祝日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	9,119(単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.183(単位:時間)	
当該作業に係る工事費	1,669(単位:円)	x

(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申し込みを行う場合

(平日昼間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	6,540(単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.100(単位:時間)	
当該作業に係る工事費	654(単位:円)	x

(平日夜間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	7,602(単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.100(単位:時間)	
当該作業に係る工事費	760(単位:円)	x

(平日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	8,816(単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.100(単位:時間)	
当該作業に係る工事費	882(単位:円)	x

(土祝日昼夜間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	7,904(単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.100(単位:時間)	
当該作業に係る工事費	790(単位:円)	x

(土祝日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	9,119(単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.100(単位:時間)	
当該作業に係る工事費	912(単位:円)	x

## (2)ルーティング番号変更工事費

## ア.基本額

(ア) (イ) 以外の場合

(平日昼間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	6,540 (単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.366 (単位:時間)	
当該作業に係る工事費	2,394 (単位:円)	x

(平日夜間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	7,602 (単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.366 (単位:時間)	
当該作業に係る工事費	2,782 (単位:円)	x

(平日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	8,816 (単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.366 (単位:時間)	
当該作業に係る工事費	3,227 (単位:円)	x

(土日祝日昼夜間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	7,904 (単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.366 (単位:時間)	
当該作業に係る工事費	2,893 (単位:円)	x

(土日祝日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	9,119 (単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.366 (単位:時間)	
当該作業に係る工事費	3,338 (単位:円)	x

(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申し込みを行う場合

(平日昼間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	6,540 (単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.214 (単位:時間)	
当該作業に係る工事費	1,400 (単位:円)	x

(平日夜間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	7,602 (単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.214 (単位:時間)	
当該作業に係る工事費	1,627 (単位:円)	x

(平日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	8,816 (単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.214 (単位:時間)	
当該作業に係る工事費	1,887 (単位:円)	x

(土日祝日昼夜間)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	7,904 (単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.214 (単位:時間)	
当該作業に係る工事費	1,691 (単位:円)	x

(土日祝日深夜)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	9,119 (単位:円)	
1の工事に要する作業時間	0.214 (単位:時間)	
当該作業に係る工事費	1,951 (単位:円)	x

手続費

(1)ルーティング番号登録工事等受付手続費

ア.イ以外の場合

(ア)原価の算定

区 分	金 額 等	備 考
設備管理運営費	192,012 (単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「ルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
他人資本費用	833 (単位:千円)	
自己資本費用	1,038 (単位:千円)	
利益対応税	792 (単位:千円)	
合計	194,675 (単位:千円)	

(イ)単金の算定

区 分	金 額 等	備 考
当該期間の料金の合計	194,675 (単位:千円)	(ア)
当該手続の利用見込件数	2,713 (単位:千件)	
1件あたりの手続費	72 (単位:円)	/

イ.ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみ削除するの場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事に係るものである場合

(ア)原価の算定

区 分	金 額 等	備 考
設備管理運営費	73,984 (単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「ルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
他人資本費用	352 (単位:千円)	
自己資本費用	439 (単位:千円)	
利益対応税	334 (単位:千円)	
合計	75,109 (単位:千円)	

(イ)単金の設定

区 分	金 額 等	備 考
当該期間の料金の合計	75,109 (単位:千円)	(ア)
当該手続の利用見込件数	229 (単位:千件)	
1件あたりの手続費	400 (単位:円)	/ +ア(イ)



## (2) 同一番号移転可否情報調査費

## ア. 原価の算定

## (ア) 情報提供システムに係る費用

区 分	金 額 等	備 考
設備管理運営費	126,536 (単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、設備管理運営費については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託等にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「ルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
他人資本費用	101 (単位:円)	
自己資本費用	126 (単位:円)	
利益対応税	96 (単位:円)	
合計	126,859 (単位:円)	
情報提供システムの利用見込件数	69,752 (単位:件)	
情報提供システムに係る1件あたりの料金	2 (単位:円)	/

## (イ) 情報提供作業に係る費用(当社が指定した電気通信設備を通じて申込を行う場合以外)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	6,540 (単位:円)	
1の手続に要する作業時間	0.106 (単位:時間)	
当該作業に係る料金	693 (単位:円)	x

## (ウ) 情報提供作業に係る費用(当社が指定した電気通信設備を通じて申込を行う場合)

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	6,540 (単位:円)	
1の手続に要する作業時間	0.015 (単位:時間)	
当該作業に係る料金	98 (単位:円)	x

## イ. 単金の算定

## (ア) (イ) 以外の場合

区 分	金 額 等	備 考
情報提供システムに係る料金	2 (単位:円)	ア(ア)
情報提供作業に係る料金	693 (単位:円)	ア(イ)
1件あたりの手続費	695 (単位:円)	+

## (イ) 当社が指定した電気通信設備を通じて申込を行う場合

区 分	金 額 等	備 考
情報提供システムに係る料金	2 (単位:円)	ア(ア)
情報提供作業に係る料金	98 (単位:円)	ア(ウ)
申込受付システムに係る料金	400 (単位:円)	(1)ルーティング番号登録工事等受付手続費イ(イ) より
1件あたりの手続費	500 (単位:円)	+ +

ルーティング番号登録工事等受付手数料及び同一番号移転可否情報調査費の算定において用いた一般管理費比率

区 分	比 率 等	備 考
管理費	111,907	設備区分別の費用明細表より
直接費(営業費・施設保全費・運用費)	1,006,000	設備区分別の費用明細表より
減価償却費	446,315	設備区分別の費用明細表より
一般管理費比率	7.7%	/ ( + )

区 分	比 率 等	備 考
管理費	111,907	設備区分別の費用明細表より
直接費(営業費・施設保全費・運用費)	1,006,000	設備区分別の費用明細表より
減価償却費	446,315	設備区分別の費用明細表より
固定資産除却費	41,085	設備区分別の費用明細表より
一般管理費比率	7.5%	/ ( + + )



(参考)

設備区分等	費用の項目		指定設備管理部門計										指定設備利用部門計										合計
	設備区別	費用項目	インターネット	PHS接続装置	網改造料	取送料	通信設備	DSL)	左記以外	回線管理運営	サイエンス活動	講義(未収入課外)および研究費、印刷機使用料、	指定設備利用部門計	指定設備利用部門計	指定設備利用部門計	指定設備利用部門計							
営業	費	4	0	0	4	0	30,554	1	0	1	28,888	290,924	145,489	466,302	486,855								
(再)貸倒損失	費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,877	466	3,343	3,343								
運用	費	43	0	43	0	8,167	0	0	0	0	10,286	273	10,560	18,727	18,727								
施設保全	費	2,912	62	2,850	0	383,551	10,138	309	9,829	0	0	96,719	106,857	490,418	490,418								
共通	費	405	9	395	0	43,840	1,478	50	1,428	1,626	43,832	19,175	66,110	109,851	109,851								
管理	費	368	8	360	15,495	58,963	1,323	42	1,281	2,194	44,165	20,757	68,439	127,402	127,402								
試験研究	費	1,099	5	1,093	0	37,723	1,832	84	1,748	0	6,363	11,388	19,593	57,316	57,316								
通信設備使用料	費	61	8	53	0	13,888	587	10	577	0	757,922	305	758,815	772,503	772,503								
租税公課	費	427	6	421	0	64,230	1,782	47	1,735	165	2,984	6,548	11,449	75,679	75,679								
減価償却費	費	3,273	97	3,176	0	341,366	31,690	1,126	30,564	1,819	23,336	48,102	104,947	446,315	446,315								
固定資産売却費	費	410	140	270	0	31,807	3,728	11	3,716	35	788	4,728	9,278	41,085	41,085								
(再)除却損	損	239	81	158	0	15,837	3,090	8	3,082	26	593	3,446	7,154	22,891	22,891								
合計	計	9,001	334	8,667	15,495	1,013,901	52,559	1,681	50,878	35,726	1,180,570	353,495	1,622,349	2,636,251	2,636,251								